

学校における働き方改革特別部会(第15回)

実効性の高い労働安全衛生管理 に向けて



2018年7月19日

妹尾 昌俊

教育研究家、学校マネジメントコンサルタント
文部科学省 学校業務改善アドバイザー
中教審「学校における働き方改革特別部会」委員
NPO法人まちと学校のみらい 理事

senoom879@gmail.com

<http://senoom.hateblo.jp>

長時間労働の教員のほとんどは医師面談を受けない。

名古屋市立小学校、中学校、高校における時間外在校時間の分布人数(単位:人)
ならびに医師の面接指導の実施件数(単位:件)

■小学校

	0～45時間	45時間超～80時間	80時間超～100時間	100時間超	80時間超の割合	100時間超の割合	医師の面接指導実施件数	前月の80時間超に占める医師面接実施率
2017年4月	2,980	2,849	716	308	14.9%	4.5%	0	-
5月	3,418	2,828	525	149	9.7%	2.2%	2	0.20%
6月	3,020	2,714	857	326	17.1%	4.7%	6	0.89%
7月	4,715	2,011	127	35	2.4%	0.5%	5	0.42%
8月	6,870	11	0	0	0.0%	0.0%	3	1.85%
9月	3,908	2,623	315	37	5.1%	0.5%	0	該当者なし
10月	3,771	2,689	347	83	6.2%	1.2%	0	0.00%
11月	3,734	2,741	358	54	6.0%	0.8%	1	0.23%
12月	4,833	1,940	90	16	1.5%	0.2%	1	0.24%
2018年1月	5,153	1,642	58	10	1.0%	0.1%	2	1.89%
2月	4,363	2,324	149	23	2.5%	0.3%	1	1.47%
3月	4,455	2,131	146	49	2.9%	0.7%	3	1.74%
2017年度 合計	51,220	26,503	3,688	1,090	5.8%	1.3%	24	

※休憩時間(45分間)に勤務した場合であっても、上記時間外在校時間には含んでいない。

■中学校

	0～45時間	45時間超～80時間	80時間超～100時間	100時間超	80時間超の割合	100時間超の割合	医師の面接指導実施件数	前月の80時間超に占める医師面接実施率
2017年4月	1,210	921	425	855	37.5%	25.1%	0	-
5月	1,433	1,032	403	578	28.5%	16.8%	1	0.08%
6月	1,372	1,090	447	529	28.4%	15.4%	6	0.61%
7月	1,772	880	358	428	22.9%	12.4%	1	0.10%
8月	3,259	176	3	0	0.1%	0.0%	3	0.38%
9月	1,566	966	395	474	25.6%	13.9%	0	0.00%
10月	1,549	1,082	406	382	23.0%	11.2%	2	0.23%
11月	1,616	1,143	368	289	19.2%	8.5%	2	0.25%
12月	1,812	1,085	322	196	15.2%	5.7%	1	0.15%
2018年1月	1,871	1,080	278	180	13.4%	5.3%	0	0.00%
2月	1,638	1,169	345	254	17.6%	7.5%	1	0.22%
3月	1,831	1,056	299	208	14.9%	6.1%	0	0.00%
2017年度 合計	20,929	11,680	4,049	4,373	20.5%	10.7%	17	

※休憩時間(45分間)に勤務した場合であっても、上記時間外在校時間には含んでいない。

出所)あいち民研提供資料をもとに
一部編集のうえ作成

長時間労働の教員のほとんど は医師面談を受けない。

名古屋市立小学校、中学校、高校における時間外在校時間の分布人数(単位:人)
ならびに医師の面接指導の実施件数(単位:件)

■高等学校

	0～45時間	45時間超～ 80時間	80時間超～ 100時間	100時間超	80時間超の 割合	100時間超 の割合	医師の面接指 導実施件数	前月の80時間超 に占める医師面 接実施率
2017年4月	472	238	91	144	24.9%	15.2%	0	-
5月	481	272	99	85	19.6%	9.1%	0	0.00%
6月	483	289	102	73	18.5%	7.7%	1	0.54%
7月	523	257	59	102	17.1%	10.8%	0	0.00%
8月	758	143	30	10	4.3%	1.1%	0	0.00%
9月	445	262	117	124	25.4%	13.1%	0	0.00%
10月	560	266	74	46	12.7%	4.9%	0	0.00%
11月	554	268	63	58	12.8%	6.2%	2	1.67%
12月	660	240	35	11	4.9%	1.2%	0	0.00%
2018年1月	634	213	66	29	10.1%	3.1%	0	0.00%
2月	705	199	31	6	3.9%	0.6%	0	0.00%
3月	586	224	70	54	13.3%	5.8%	0	0.00%
2017年度 合計	6,861	2,871	837	742	14.0%	6.6%	3	

※休憩時間(45分間)に勤務した場合であっても、上記時間外在校時間には含んでいない。

出所)あいち民研提供資料をもとに
一部編集のうえ作成

産業別1週間の労働時間の分布

他業界と比べても、**学校の長時間過密労働は異常**

	週60時間(≒過労死ライン) 以上働いている割合	週80時間(≒月残業160時間) 以上働いている割合
建設業	13.1%	1.5%
製造業	8.3%	0.7%
情報通信業	10.2%	1.2%
飲食店	28.4%	5.2%
医療業	7.5%	1.2%
国家公務	8.7%	2.2%
小学校教諭	57.8%	2.7%
中学校教諭	74.1%	15.8%

小中学校以外は「労働力調査(2016年度)」、小中学校は「教員勤務実態調査(2016年実施)」をもとに作成。

小中学校については、平均的な自宅残業時間を加えて推計。

小中学校以外については、週35時間以上勤務の人のみを集計対象としている。

毎年400～500人の教員が死亡し、また700人近い人が精神疾患のため退職しているが、文科省の統計では詳しい原因や背景は分からない。

小中高における理由別離職数の推移

	小学校			中学校			高等学校		
	2009年度	2012年度	2015年度	2009年度	2012年度	2015年度	2009年度	2012年度	2015年度
病気	629	599	551	346	395	354	258	277	280
病気のうち精神疾患	359	356	335	197	227	222	123	124	130
死亡	221	194	179	146	152	108	190	158	151
転職	1,357	1,390	1,620	1,197	1,211	1,343	1,152	1,365	1,627
大学等入学	31	24	34	34	38	31	69	58	30
家庭の事情	1,721	1,894	1,807	737	885	806	609	656	651
職務上の問題	120	99	91	104	78	87	71	101	130
その他	2,335	2,120	2,127	1,792	1,717	1,441	2,070	2,449	2,188
合計	6,414	6,320	6,409	4,356	4,476	4,170	4,419	5,064	5,057

注1) 定年（勸奨を含む）退職は含まない。

注2) 「転職のため」とは、高等学校以下の学校の本務教員以外の職業に就いた者（大学・短大等の教員、教育委員会を含む官公庁への異動、民間企業への就職等）

出所) 文部科学省「学校教員統計調査」平成22年度、25年度、28年度をもとに作成

よくよく考えておきたいこと

1. 過労死ラインを超える長時間労働が蔓延し、かつ日中の休憩時間もほとんど取れていない（特に小・中・特別支援）、休日勤務する人も多い（特に部活動指導や補習、研究授業の準備、教頭職の残業など）。
⇒
労働安全衛生がこんなひどい業界はほかにはない、という認識を共有する必要がある。いくら教師の職にやりがいがあるとしても、これでは、働きやすい職場とは言えないし、よい人材は集まらない。
2. 衛生管理者を指定しています、会議をしています、産業医の面談があります、ストレスチェックやっています、といったカタチを整えるだけでは十分とは言えない。実効性のある労働安全衛生管理となっているか、中身、質が問われる。
⇒
現に、一部のデータからではあるが、産業医の面談は受けない、受ける暇もないという教師も少なくないと思われる。
3. 実効性のある労働安全衛生管理を進めていくためにも、教育委員会や校長、衛生管理者、教職員等がしっかり現状を把握でき、予防に努めるとともに、メンタルヘルスや体調の不調等を早期の発見し、早期対応できる体制を整えることが必要である。

具体策の提案

1. 現状把握や予防対策に必要となる**基礎的なデータ**をしっかりと取れるようにする。

- 勤務時間の客観的な把握は基本中の基本。
- ストレスチェックは学校規模問わず、努力義務化してはどうか。
- ストレスチェックの結果を個人に返却するだけでは不十分。学校や教委において、全国の状態(学校種や学校規模別に)を参考に分析できるようにするべき。
⇒
自校が比較的ひどい状態であるかどうかなどが分かるように。
データなり根拠がないと、経験と勘で学校経営をする校長には太刀打ちできない。
- ストレス値が経年比較で相当**悪化しているような学校には、教委等から聞き取りや支援が入る**ようにする。

2. **養護教諭の負担軽減**を大幅に進める。

- 調査データ等よりもっと手前に、気づける人がいる。
養護教諭にもっと余裕がないと、教師の危険サインをキャッチできないし、支援にも回れない。
- スクールサポートスタッフ等が**養護教諭のバックオフィス業務にも支援を**。
- 就学時健診は自治体の健康福祉課等でできないか。
- 養護教諭の**定数**の決め方は今の学校の実情に合っているのか？

具体策の提案

3. **軽度**のときに産業医による面談や受診ができるようにする。
 - 多少授業に穴をあけようが、健康を優先度高くおく職場風土にしていく必要がある。
 - 本来的には、級外の教員を増やして、休みが取りやすい職場にしていく必要がある。

4. 過労死や病気による不本意な退職はゼロにしたいが、
起こったことについては全国的に**しっかり検証し、教訓を活かす仕組み**をつくる。
 - 「学校教員統計調査」等において、詳しい背景を収集すべき。
 - いじめ問題が起きたときは、検証報告書や第三者委員会による検証が一応あるものも多いが、教師が死亡した場合には、何も無いのはオカシイのではないか。
⇒
学校教育と教育行政には、**これまでの反省から学ぶ**ということがなすぎる。

5. 「私立学校や国立附属学校へは**労基署**が入る(こともある)が、
公立学校には労働衛生の専門性のある機関や人は**誰も入らない**」、
この常識と法制度を変えていく必要もあるのではないか。